

ゆうらぎ訪問介護ステーション

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】 身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(現行相当) I (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	11,680円/月	1,168円	2,336円
訪問型サービス(現行相当) II (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	23,350円/月	2,335円	4,670円
訪問型サービス(現行相当) III (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(現行相当)が必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	37,040円/月	3,704円	7,408円
訪問型サービス(現行相当) IV (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,660円/回	266円	532円
訪問型サービス(現行相当) V (1回につき)	1月の中で全部で8回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,700円/回	270円	540円
訪問型サービス(現行相当) VI (1回につき)	1月の中で全部で12回までのサービス(現行相当)を行った場合 (事業対象者・要支援2)	2,850円/回	285円	570円
訪問型サービス(現行相当) 短時間 (1回につき)	20分未満の訪問型サービス(現行相当)を行った場合 (1月の中で22回まで利用可能)	1,650円/回	165円	330円

※金額に改定があった場合は、書面でお知らせいたします。

(2) 第1号訪問事業（緩和した基準による訪問サービス）の利用料

【基本部分】 生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(緩和基準) I (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	9,980円/月	998円	1,996円
訪問型サービス(緩和基準) II (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	19,960円/月	1,996円	3,992円
訪問型サービス(緩和基準) III (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(緩和基準)が必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	31,650円/月	3,165円	6,330円
訪問型サービス(緩和基準) IV (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,280円/回	228円	456円
訪問型サービス(緩和基準) V (1回につき)	1月の中で全部で8回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,310円/回	231円	462円
訪問型サービス(緩和基準) VI (1回につき)	1月の中で全部で12回までのサービス(緩和基準)を行った場合 (事業対象者・要支援2)	2,440円/回	244円	488円
訪問型サービス(緩和基準) 短時間 (1回につき)	20分未満の訪問型サービス(緩和基準)を行った場合 (1月の中で22回まで利用可能)	1,410円/回	141円	282円

※金額の改定があった場合は、書面でお知らせいたします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円
介護職員処遇 改善加算 I	介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象として算定	13.7%		